

年金制度の積立方式と賦課方式

N . A . バール
(ロンドン大学講師)

三浦 (社会保障研究所研究部長)

それではバール先生のご紹介をいたします。

ニコラス・A・バール先生は1971年から、ロンドン大学(London School of Economics)の講師をされています。Ph.Dをアメリカのカリフォルニア大学のパークレー校で1971年に取得され、すぐロンドン大学に赴任されています。

経済でも財政学専門で、多くの論文、著書等がございます。沢山ある著書のうち2つだけご紹介します。

S・R・ジェームスと、A・R・プレストらとともに「Self Assessment for Income Tax」(1977年)、という編著を……それから同じく「Public Finance in Theory and the Practice」という書物があります。そのほか学術雑誌等に発表されている論文をいろいろ拝見をいたしますと、負の所得税とか所得再分配についての財政面からの検討といった内容のものもあり、社会保障、特に所得保障の問題について、いろいろ論文を発表されているようです。

きょうは公衆衛生院の円光弥さんに、通訳をお願いしたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

ニコラス・A・バール
(N. A. Barr)

はじめまして。きょう皆さんにお話しする機会が得られたことを、大変嬉しく思っております。

きょうはお話ししたいことが沢山ございますので、できるだけ簡潔に話しを進めて

いきたいと思います。少し早過ぎて十分ご理解がいただけないような点がございましたら、最後にご質問を受けたいと思っています。

それからきょうお話しするようなことに関しまして、すでに書いたものがござい*ますので、ご興味のある方は、その論文をご検討願いたいと思います

※ N.A.Barr, Myths My Grandpa Taught Me, The Three Banks Review, Dec, 1979.

きょうお話ししたいと思っていることは、退職をした人々に年金を支払う方法に関することです。この問題は多くの国々で、ますます重要な問題になろうとしています。おそらく日本においても、そういう状況であらうと思います。

まず最初に背景となる2つの点について、触れさせていただきます。

第1点は1948年以降、出生率というものが、多くの国でかなり変化をするようになったということです。

イギリスの話をしめすと、1940年代の末に出生率が非常に上昇いたしました。それから50年代を通じて減少をする傾向があって、60年代の中ごろにまた、高い出生率がもたらされました。これは大変重要な結果をもたらすわけですが、同じような傾向が他の国々についても、認められるようです。アメリカ合衆国、西ヨーロッパ、オーストラリア、ニュージーランド、そういう国々でも起きていて、これらが重要な問題になろうとしています。

第2の背景となる問題というのは、年金を組織するのに、2つの方法があるということです。第1の方法はファンディング・システム、すなわち、積立方式であって、資金を積み立てて、その中から年金を支払うという方法です。第2の方法はアンファンデッド、あるいはペイ・アズ・ユー・ゴーと言われていますが、賦課方式のほうで、資金を積み立てないでやっていく

方法です。この第2の方法は、働いている人々に単純に税を課して、それで退職者に年金を払うというものです。

この賦課方式の1つの問題は、人口の年齢構成が変化することから起ってきます。もし高齢人口が増加していく状況が続くと、賦課方式の制度は、その費用負担の問題に直面します。

働いている人との関係で、相対的に老人が多くなるという結果がもたらされるのは、第1には人々がより長く生きるということからです。第2番目は人々がより若い年齢で退職をするということになる場合です。そして第3番目は、これがもっとも重要な問題ですが、出生率に大きな変化が起きた場合です。

多くの国々が直面する問題とは、次のようなものであります。

1948年ごろに生まれた多数の子供は、今日32才になっていて、労働年齢にあるわけです。このことは大変好ましいことでもあります。ところが2010年ころになると、こうした人々が60才ぐらいになって、退職しはじめます。この2010年ごろでは、1960年代中ごろに子供が沢山生まれましたが、そのころの子供が労働年齢にいますので、それほど深刻な問題とはならないでしょう。

しかしながら2025年ぐらいになると、1960年代中ごろに生まれた子供達が、みんな退職するようになります。そこで2025年以降になると、退職老人が非常に増え、1965年ごろのように、沢山の子供が生まれるということが、その後起らないとすれ

ば、大変大きな問題になるわけです。

いままで私が指摘しようと思っている問題は、賦課方式に関して、老人が非常に増え、それに対して相対的に働く労働年齢人口が減るという場合の問題です。この点について多くの人々は、この問題を解決する方法は、賦課方式の制度を改めて、積立方式に変えることだと考えているようです。

ここで私が申し上げたい中心的な議論は、積立方式がこの問題を解決するのだという主張は、誤っているのだということです。私が主張したいのは、重要な点は国民の産出高が増加するという点なのだということです。国民の産出高の増大ということが問題なのであって、年金の支払い方式は賦課方式であろうが、積立方式であろうが、その点はまったく関係がないということです。その混乱を招いている基本的なところは、非常に単純なことのようには思われます。

経済学の分野では、サミュエルソンが名付けたパラシー・オブ・コンポジション、集計の誤りという考え方があります。これは個々人について真実であるということも、全体としては必ずしも真実でないという考え方です。個人の立場に立つと、もし個人が年金の基金に1万円の札束を積み上げていくと、その個人はそのことで、安心感を得る。そのように個々人は貨幣を蓄積することによって、年金を保証することができる。

しかしながら日本全体として申しますと、2025年以降、単にこういう形でお金を蓄えるだけでは、その後の年金を確保することはできない。1万円札の札束を貯蔵して

おくということでは、日本全体は2025年以降に備えることはできない。日本全体にとって大切なことは、その蓄積された紙幣の山ではなく、全体としての産出高、生産高であります。私達が見逃してはならない大変重要な点は、日本が十分な生産をあげていくことであるわけです。

そしてもっとも問題となる点は、その産出高がどういうふうになり、働いている人々と年金受給者との間で配分されるかということとあります。年金を組織化する方法がどういうものであれ、年金受給者と労働者とは、国民所得の相対的な分け前に関して、自己の利害を主張し合うという状況が生まれます。

私がここでお話ししようと思っておりますことは、積立方式であろうが、賦課方式であろうが、まったく変わりがないということ、数字をもってお示しすることとあります。

そこで一般的な経済学的方法にしたがって、まず非常に抽象的な仮定を設け、それからその仮定を少しずつ緩めていくという方法をとりたいと思います。

3つの仮定がありますが、そのうちの1つは、労働生産性が不変であるということです。第2の仮定は労働者数が変わらないということです。第3の仮定は労働者には実質価値で実質賃金が支払われるということです。言い替えれば、物価が上がれば、それに応じて賃金が上がるということです。その場合年金受給者については、名目価値が維持されるだけで、物価が上がれば、それだけ年金は目減りをするということにな

ります。これらの仮定は非常に厳しいものなので、のちにそれを緩めていきたいと思えます。

非常に簡単な数量化された例をお話し申し上げます。労働力人口の数をまず10とします。産出高を1,000とさせていただきます。そのうち労働者による消費を900とします。産出高のうち労働者によっては消費されない部分は100となります。労働者はここでは100の産出物を将来の年金のために確保する、使わないで置いておくということでもあります。

以上のような仕組を組織するには2つの方法が可能です。積立方式の場合ですと、労働者はその100の産出物を販売して、そのお金を蓄積するというようになります。

第2の方法としては、国が労働者に10%の課税をして、それを年金受給者に与えることもできます。年金受給者はそれで、100の消費を確保するというようになります。この簡単な例でいきますと、賦課方式と積立方式はまったく変わらないわけで、両方とも無限に同じシステムを繰り返すということになります。このことは次の3つの結果を導きます。

第1は、年金受給者が消費できるのは、労働者が生産をするけれども消費をしない部分に限られているという点であります。第2は年金受給者は常に、彼らが消費する物資を生産する労働を、次の世代の人々に依存しなければならないということでもあります。第3番目は、いま私の申しました仮定の下では、賦課方式も積立方式もまった

く同じ結果に導くということでもあります。

黒板が用意されましたので、私が申し上げた数字を書いて、それについて話をしたいと思えます(表1)。

表1 異なる規模の労働力人口による産出高と消費

	第1期	第2期 (労働生産性不変)	第3期 (労働生産性倍増)
労働力人口の規模	10	5	5
総産出高=労働力人口の総所得	1,000	500	1,000
労働者の消費	900	450	900
労働者が差し控えた消費	100	50	100

いま申しました仮定を全部そのまま置いておいて、労働力人口が半分になった場合に、賦課方式と積立方式ではどう変わってくるかということを、次に検討してみたいと思えます。これは2025年以降に起こるであろうことの、非常に単純化された例です。

その場合次のようになります。私達は労働生産性は不変であるということ仮定しているのです、産出高は1000から500に半減します。同様に労働力人口の消費と非消費部分は、それぞれ半分に減ります。

さてこの場合、賦課方式あるいは積立方式の年金制度で、どういう年金が受給者に支払われるようになるのでしょうか。

賦課方式の場合は非常に簡単であって、国は10%の税金を労働者に課します。生

産高500の10%は50で、それが年金受給者のところに行くということで、それは私達がすでに得た結論と同じであります。

積立方式の場合は、これより少し複雑になりますが、それはほんの少し複雑になる程度であるにすぎません。

第2の時期における年金受給者というのは、第1の時期における労働者であったと仮定します。第1の時期には10の労働力人口がいたわけですが、第2の時期には彼らが年金受給者になるということです。第1の時期の10の労働力人口は、将来100の生産物を得る、少なくともそういうことを期待して年金の掛金を積み立ててきたわけでありまして。もう少し具体的にいいますと、多くの労働者は、多額の年金を退職してから得ようとして、多額のお金を蓄積してきたということでありまして。私達の仮定の話でいくと、彼らは、100の生産物を獲

得できるに十分なだけ、積み立ててきたと考えているわけでありまして。

ところが実際はどうでしょうか。労働者は450を消費しようとするでしょう。年金受給者はやはり100の産出物を消費しようとするでしょう。労働者は450ポンドの貯蓄を蓄えております。そうすると全体としての支出額は550になってしまいます。しかしながら全体としての産出高は500でしかありません。

きょう私が皆さんのお手元にお配りした表があります(表2)。これについては詳しくご説明する時間はないと思うのですが、そこにはいま申しましたことの結果、どうなるかということを表示しています。この表について細かくご説明するよりも、経済学的にどういうことになるかということについて、触れさせていただきたいと思っております。

表2 労働力人口が減少する場合における積立方式の年金制度の単純化された帰結

所 得		支 出					
価格水準 (1)	産出高の規模 (2)	国民所得 =(1)×(2) (3)	労働者の支出		年金受給者の支出		労働者と年金受給者の総支出 =(5)+(7) (8)
			購入期待値 実物表示 (4)	支出額 =(1)×(4) (5)	購入期待値 実物表示 =(7)÷(1) (6)	支出 (7)	
1.	500	£ 500	450	£450	100	£100	£ 550
1.1	500	£ 550	450	£495	91	£100	£ 595
1.19	500	£ 595	450	£535	84	£100	£ 635
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
2	500	£1,000	450	£900	50	£100	£1,000

私達は労働者が450を支出したく思い、年金受給者は100を支出したく思い、両方で550が支出されようとしているのを見たのですが、支出が550で産出高が500しかないということであれば、結果は明瞭であります。もし完全雇用の状況があるとするならば、その結果は当然インフレになります。いまお手元にあります表で私が示しております点は、こういうような状況の下でインフレが起こると、最終的に価格が倍に騰貴するということでもあります。

さて労働者と年金受給者との状況を別々に見てみたいと思います。

最初の仮定のところで申し上げたのですが、インフレが起こると、労働者の賃金も上がるというふうに定めています。他方積立方式の年金受給者の年金の実質価値は上がらないといたします。そうした仮定の下で物価がちょうど倍になりますと、労働者は450の産出高を消費するということになります。

一方年金受給者の年金の名目価値は100で変わらないので現在では50の産出高しか得られないことになります。年金受給者は100の産出高が得られると思っていたわけですが、実際にはその半分の50しか得られないということになるわけです。

こういうことで、私の非常に単純化された仮定の下では、労働力人口が半分になると、積立方式をとろうが、賦課方式をとろうが、年金受給者が得る産出高は半分になるということでもあります。

経済学について少しでも知識のある方は、同じ仮定の下では、常に同じ結果が得られ

るということを、ご存知だと思います。そこで次に私達のすることは、1つずついまままで申し上げた仮定を修正することで、その修正によって、何かが起こるかどうかを検討することでもあります。

第1に修正したいと思っている仮定というのは、そもそも非現実的な仮定でありましたが、労働者の賃金は実質価値を維持し、年金受給者のほうは、名目価値を維持するという仮定であります。この仮定を緩めていく場合に、もっとも肝要な点は、産出高が全体として半分になるという点であります。労働力人口が半分になって、したがって産出高も半分の、500になるという点です。

もしはじめの仮定のように、労働者の賃金が物価どおりに引き上げられなくて、年金受給者がより多くを取るということになるとしますと、そこに起こってくることは、全体として500ある産出高を、労働者と年金受給者とが、どちらがどれだけ取るかということで、言い争っている場面でありませぬ。言い替えますと、物価の変動に応じて、賃金や年金の実質価値を維持するかどうかという、この点に関する仮定の修正というのは、国民所得をめぐって労働者と年金受給者とが相い主張しあう場面を明るみに出す、焦点を明らかにするというところにほかなりませぬ。

積立方式であろうが、賦課方式であろうが、総産出高は500であります。年金受給者の立場に立って見た場合、賦課方式あるいは積立方式はどういう違いがあるのでしょうか。それは次のような問いと関係してい

ます。

たとえば賦課方式が採用されていると仮定いたしましょう。その場合には年金受給者はタックスペイヤーとしての資格で年金を受けていることとなります。積立方式の場合ですと、年金受給者というのは資産家であります。さて年金受給者はタックスペイヤーとして、より影響力を行使できるのでしょうか、それとも資産家としてのほうがより影響力を行使できるのでしょうか。これに対する答えはまったく経験的というか、理論的には定まりません。イギリスにおきましては、賦課方式の下で、タックスペイヤーとしての年金受給者のほうが、より強力な影響力を行使してきたかのようであります。

しかしながらはっきりしていることは、賦課方式から積立方式に転換させるということによっても、2025年以降に、イギリスやその他の国々で起るであろう問題を解決することはできないということであります。

次に私の第2の仮定を緩めることに進みたいと思います。それは労働者1人当たりの産出高が変わらないという仮定であります。

次のように仮定したいと思います。即ち労働者は、危惧しているように半分になるといたします。しかし同時に生産力が倍増すると仮定します。労働力人口は10から5に半減をしますが、労働生産性が2倍に変わるということですから、総産出高は1000を維持することになります。そうすると労働者は900の産出高を消費しますし、その結果100の部分が、労働者によって消費さ

れないで残り、年金受給者に回されるということになります。その場合には年金の問題は起こらないわけで、それは供給側が事態を調整したからであります。

もし賦課方式を維持していくといたしますと、産出高1,000に対する10%の課税は100であって、それが年金受給者に回される課税ということであります。積立方式の場合には、第1の時期におりました、10単位のその当時の労働力人口は、100の産出高を得ようと蓄積をしたわけですが、表1の第3期のところで示されているように、100の産出高が彼らのために残されているわけで、この場合にはインフレによる調整は起こりません。

このことはすでに私が申しました2つの結論を裏付けているようであります。第1は賦課方式であろうが、積立方式であろうが、実際には何の違もないということであります。そして第2の点は、重要なことは1つしかないということであり、それは全体としての産出高が十分であるならば、年金受給者が期待しているような生産物を得ることが可能であるし、もしその産出高が十分でないとする、十分な年金が確保されないということであります。

第3に修正したい仮定は、労働に参加する参加度というものが不変であるという仮定であります。言い方を替えると、たとえば人口が半分になったとして、そのうちより多くの人々が労働に加わるようになると仮定いたします。たとえば既婚の婦人がもっと仕事をするようになることといたします。非常に単純化して、労働力の参加度が2倍

になったといたします。人口は半分になりましたが、その人口のうち働いている人々の率は逆に倍になったと仮定するわけです。

この場合には人口はたしかに半分になったけれども、同じだけの産出高が得られるだけで、まったく年金に問題は起こらないことになります。やはりここでも同じ結論が得られるわけで、産出高が、ここでいいますと1000の産出高が維持できれば、その限りにおいて何ら問題は起こらないということになります。

次にいままで申しましたことを要約して、将来についてどう考えていったらいいかの検討材料を示したいと思います。

私が主張してきた中心点は、重要なことは1つであり、それは産出高の維持であるという点です。したがって年金の問題を最小限に食い止める方法というのは、産出高を高める方法を見つけ出すことにほかなりません。

非常に大雑把にいうと、産出高を高め得る方法としては、次の2つの方法があります。

第1は労働の生産性を高めることであります。この労働生産性を高める方法には3つあるわけですが、これはのちほど触れたいと思います。

産出高を高める第2の方法は、労働者数を増加させる方法であります。これにつきましても、その方法として3つあります。

第1番目の労働生産性を高める方法としては、1つは労働者1人当たりの資本の量を高めることであります。2つ目は資本の質を高めることであります。そして3つ目

は労働者の質を高めることであります。

さて賦課方式あるいは積立方式というのは、この3つの要素に何らかの影響を与えるものでしょうか。

3番目のほうから逆にのぼっていきませんが、労働者の質に影響を与えるのは教育の問題であって、労働者の質が、年金の財政方式に関係があるなどという議論は聞いたことがありません。

同じように、第2の資本の質という点に関しても、それは研究や、開発によるところが大きいわけで、年金の財政方式に影響を受けるというものではないようであります。

第1の資本の量という点に関しては、経済学者によっては、積立方式のほうが貯蓄を高め、したがって資本の量を高め、結局は産出高を高めるということを主張している人がいます。

もうすでにだいぶ時間をとっていますので、あとは非常に簡単にすませたいと思いますが、質問がありましたら、あとでお受けしたいと思います。

この主張には、幾つかの連鎖的な推論が含まれているわけで、果たして積立方式は投資を増加させることになるのかどうか大変疑問であります。まず積立方式が貯蓄率を高めるかどうかということについては、大変議論があるところでもあります。もし仮に積立方式が貯蓄の増加を導くとしても、その貯蓄の増加が、必ず投資の増加を導くかということはまだ問題であります。さらにもしその貯蓄の増加が、投資の増加ということを導くと仮定しても、果たしてそう

いうことを決定する主体が、年金受給者の人々でいかどうかということはやはり疑問であります。

このように積立方式がより多くの資本量を生み、それが産出高を高めるということには、非常に議論が多いわけであって、決して結論の出ている問題ではないのであります。

産出高を高めるもう1つの方法は、労働者の数を増やすことであります。その第1は、既婚の婦人の労働力の利用を高めることであります。第2は、退職年齢を高めることであります。そして第3は、これはドイツ、スイスなどが、長い間実行してきていることなのですが、外国人労働力を採用することです。

この点に関して、イギリスやその他の国々が考えようとしていることは、だいたい次のようなことであります。たとえば既婚婦人が就職したり、再就職できるように、税制の面で措置をとることです。あるいは年金の制度を改正して、退職を遅らせれば、それだけ高い年金がもらえるような形にし、多くの人々が退職を遅らせるように導くことです。あるいは外国人労働者がはいてきやすいような、いろいろの措置をとることです。

そしてここで非常にはっきりしていますことは、こうしたそれぞれの政策は、年金の財政方式として、賦課方式をとるか、積立方式をとるかということには、まったく関係がないということでありました。

ここに列挙いたしました6つの論点に関しては、いちばん上の1つ(すなわち

財政方式は資本の量に影響を与えるかどうか)を除いて、あとの5つは、年金の財政方式とはまったく関係がないということになります。

第1の点については議論のあるところではありますが、あえて言わせていただくとすれば、積立方式であろうと、賦課方式であろうと、資本の量にはほとんど影響を与えることはないだろうというのが、私の考えであります。

そこで私の助言を申し上げますと、積立方式が良いのか、賦課方式が良いのかというような、意味のない議論に時間を費すべきではないということでありました。大切なことは、私が黒板に6つ書きましたような事柄であって、これらの事柄に留意して、政策を進めるということでありました。

< 一般討論 >

三浦 それでは皆さんからご質問をお願いしたいと思います。(間)

パール 質問がないようですが、私のほうから質問をさせていただいていいでしょうか。

日本においても同じような出生率の変化があったのでしょうか。1940年代末と60年代の半ばに、子供の数が非常に増えるということが起こって、60年代末以降はまた下がるという変化が、日本でもあるのでしょうか。

三浦 ありました。

バル そういうことであると、第2の質問があるのですが、これについてはまだ答えをもらっておりませんので、これはちゃんとした調査がないと、答えられないことかもしませんが、お答えいただければ、大変ありがたいと思っています。

私達の得た出生率のパターンというのは、1948年と1965年に高い出生数があって、それから急に出生率が下がるというものでした。私達はそれをイギリスの例に見ているわけですが、それは西ドイツ、オランダ、デンマーク、イタリア、アメリカ、そしてカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本においても見られるわけでありませぬ。

それらの国々にそういう状況があるということ、私は知っておりますが、私の教えていただきたい点は、これだけさまざまな国が、たとえばイタリアのようにカトリックの国もあれば、デンマークのようにプロテスタントの国もあるわけですが、そういうふうにさまざまに違った国が、なぜこれほど同一の傾向を持ったかということ、日本の場合にはキリスト教の国ではないし、まったく違った文化を持っているわけ、オーストラリアの場合には、他の国々が不況に悩んでおりました70年代においても、好況を維持しておりました。

これが私が皆さんにお聞きしたいことで、答えが得られたらどんなにか気持ちのすっきりすると思うのですが、いかがでしょうか。

そしてこういふことが果たして起こるか

どうかかわからないのですが、いつになったら再び人々は、子供を沢山生むようになるかということを知りたいわけ、もし子供を沢山生むということが起こらないとするならば、私の年金を誰がいったい払ってくれるのか、教えていただきたいのです。

(笑い)

三浦 それは共通の疑問なのでしょうね。

ところで私は専門ではありませんが、口火をきくという意味でお尋ねしたいと思、たとえば積立方式をとる場合、資金の運用の問題があると思うのです。この問題はどちらかという純経済的な問題というよりも、その積立金をどう利用するかという点なのです。先ほど資本の量とおっしゃいましたが、例えば発展途上国の場合のように積立金をどう利用するかという辺に検討すべき問題のものがあると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

バル いまご指摘いただきました点は、先ほど私がちょっと触れました、積立方式は果たして貯蓄の増加を導くかどうかという、そういう問題提起に帰るわけ、

もしご質問の意図が正確に伝わっているとすれば、いまおっしゃられたことは、発展途上国のお話というふうにも考えられるのですが、私は発展途上国であれ、先進諸国であれ、問題はいっしょであると考えています。

私が考えますには、まずどういう問題から出発するかという、どの程度の投資が必要なのかという問題、そこから出発すべきだと思、そしてたとえば100という投資が理想的であると仮定すると、その

次の問題は、この100の産出高に相当する投資をどこから獲得してくるかという問題です。

大きく分けると、これを達成するには2つの方法があると思います。それを人々の任意の貯蓄にまかせるというのが、1つの方法です。そして非常に幸いな場合には、人々が貯蓄したいと思っている額と、最適な投資規模である100という額とが、一致するでしょう。しかし、これは非常にラッキーな場合に限られますし、人生はそれほど甘いものではないわけです。

したがって私達は、人々に強制しなければならない場合にも遭遇いたします。その強制の1つの方法として、人々に積立方式の年金制度に加入させる方法があるわけです。ところがこれを政府が行いますと、人々が任意に行っていた貯蓄を減少させるということになるかもしれません。この点については、経済学者の間でいろいろ議論のあるところなのです。

指導的な経済学者のある人々は、積立方式の年金に強制加入させると、ちょうどその分だけ自発的な貯蓄が減って、結局全体としての貯蓄量には変化はないと主張をしています。

そこで私達は、人々がもう少し少なめに消費するように仕向ける別な方法を考えなければならないわけであり、人々がより少な目に消費をするように導く1つの方法は、税を多く課すことでもあります。

ということで、三浦先生のご質問に対する私の答えは、とりわけ発展途上国の問題にからめていうと、次のようになります。

もし国が投資の量を決定しようとする場合には、年金の方法という、間接的な方法にこだわるべきではないということであり、どのような方法をとるにしろ、直接的に投資に影響を与えることがなされなければならないと思います。即ち、人々に税を課して、それによって道路をつくったり、鉄工所を建設したり、病院をつくったりというふうに、直接的に行うべきだと思っています。

結局私の結論は、基本的な事柄に目を向けなければならないということであり、それは何かというと、投資そのものに目を向けなければならないということなのです。そして議論を単に混乱させるだけの財政方式の問題、たとえば年金の財政方式の在り方といった問題を、これにからませるべきではないと思います。

最近私は日本における貯蓄率が非常に高いということを知りました。そして世界でもいちばん高い投資率を持っているということを知ったわけです。そこで日本がこれからの年金制度についてどう考えるか、頭に置くべき問題として、次のような点を指摘しておきたいのです。

それは何でも結構であるから、高い投資の率を維持するような政策をとり続けて欲しいということであり、それがいちばん重要なことであるということです。

堀（社会保障研究所）これは質問というよりも意見です。

先生の経済学的な意味での、賦課方式と積立方式の違いということではなくて、行政的に見たメリットという観点から、積立

方式のほうにメリットがあるという点を、お話ししたい。

第1点は、年金制度を導入するときに、いままで保険料を払わなかった人がもらえるということと、それから、年金制度をつくったときに、これから保険料を払う人との公平という観点から、やはり積立制度をつくる必要があるのではないかということです。

第2点は、すでに触れられたかと思うのですが、日本のように社会資本の整備が遅れているときには、国に積み立てられた積立金を港湾なり、道路なり、病院なり、福祉施設なりに使って、その整備がはかれるという、大きなメリットがあるのではないか。

第3点は、制度を創設するときに、日本では税金でなくて保険料を取っているわけですが、現在の老人に、その保険料が使われるということよりも、自分のお金が将来の自分の年金になるということで、そういう意味で保険料の拠出意欲というものが、高まるのではないかということです。

そういうことが、それが成熟をした段階は別として、最初に導入するときには、それは大きなメリットがあるのではないかと、考えているのです。

まずそれにお答えするに際して、私は意図的に、私の立場を非常に狭い視野を持った、経済学者の視点でしゃべらせていただきます。

第1の点は、私が理解したのはこういうことです。それは、積立方式の場合は次第に年金制度を導入していくことができ、急

に年金の費用を沢山支出するということがなくすむということです。しかしこの点は、賦課方式をもって行っても、25年なら25年かかって、はじめて、年金を支出するというふうに約束でき、あるいは5年で年金を受ける人には、その5分の1を支給するというふうにできるわけで、それは差がないように思います。非常に狭い意味での、経済学的な立場に立って見たならば、そういうお答えになるかと思えます。

しかしもう少し政治学的というか、別の見方もできるわけでありまして、はじめから賦課方式でやっていて、年金をぜんぜん支払わないということは、なかなか難しかりょうということは、想像できます。そのことはイギリスで1948年に、年金制度を導入いたしましたときにも、起こっております。もっともそのときは、どんどん増加しつつある労働力人口層を持っていましたので、それほど大きな問題とはなりませんでした。

第2のご指摘の点は、積立方式で行いますと、その積立金を道路等の社会資本の充実に回すということが、可能になるという点です。

この点については、もし私の質問に対する理解が正しければ、三浦先生の質問と同じことでもありますから、同じ答えを繰り返すということになります。言い替えますと、もし国がそういう投資をしたいのであれば、年金という方法によらず、直接的にする方法はいくらでもあるということです。

第3の点は、積立方式のほうの人々がより拠出がしやすいというか、喜んですると

いう点です。それは、それが自分の年金に返ってくるからです。

きょう私がお話ししましたような、非常に狭い経済学的な立場に立ちますと、積立方式であろうが、賦課方式であろうが、この点については、まったく変わりがないということです。そうでありますけれども、人の感情と申しますか、心理的な面をもう少し考えますと、自分自身のために、保険料を拠出しているというふうに考えるほうが、人々はより幸福に感ずるかもしれないということは認めます。

そういうことで、私達がイギリスで採用しました解決方法というのは、次のような方法でした。

すなわち、国の制度は賦課方式で行う。しかしながら国は、あたかもそれが積立方式であるかのように見せかけるという方法をとりました。イギリスの制度は国民保険基金という名前と呼ばれています。そういうふうにする事によって、実際はまったくそうではないのに、あたかも自分の拠出を通して、自分の給付を得ているかのように、人々は思うわけです。

そこで私の答えの結論というのは、次のようになると思います。

政策を立案する、あるいは執行する立場の人としては、経済学的には賦課方式であろうが、積立方式であろうが、何の違いもないということ、まず理解することだと思えます。しかしながら一方のほうが政治的、あるいは心理的に優位性があるということであるかもしれません。

そうでありますけれど、最後にもう一度

指摘をしておきたい点は、積立方式でやっていけば、労働力人口の減少という、これから直面する問題に対して、何らかの解決方法になるかということ、決してそうではないということでもあります。

都村（社会保障研究所）年金とTax System との関係について、先生のお考えをお聞かせください。

人口構成が高齢化してくると、労働力人口が減って、退職者というのは税金も負担しないし、年金とか社会保障制度への拠出もしないという、そういうグループが増えてきて、それが社会保障財政を圧迫するようになると思うのです。

そこで第1点として、年金にどの程度課税すべきかということについて、イギリスではいま議論があるのか、あるいは先生はどういうふうにお考えでしょうか。

第2点は、日本はイギリスと同じように、高齢者に対する税制上の優遇措置というのが、かなり各種の制度としてあるのですが、そういう高齢者に対する税制上の優遇措置について、どういうふうにお考えになっているかおうかがいしたい。

バー、いまのご質問は、年金受給者は税を払うべきか、もし払うとしたら、それはどの程度払うべきかというふうに、理解していいでしょうか。第2点の高齢者に対する特別の優遇措置というのは結局は、年金受給者にどの程度の課税の仕方をすることである、そのように理解させていただいていいでしょうか。

いちばん簡明な答えの仕方としては、私の中心的な主張点に戻ることであります。

私たちは大きな産出高を生み出す経済を持っています。問題はこの産出高のうち、どれだけを労働者が消費し、どれだけを年金受給者に消費させるかということでありませう。

1つのやり方は、国は年金受給者と労働者の間のけんかには、まったくかかわらないということでありませう。その場合は、働いている間に蓄えて、そのお金で退職してからどれだけ生活ができるか、あるいは子供からどれだけの援助を受けられるかということに、問題はなってくるわけです。もし彼らがその蓄えを十分にすることができなかつたり、子供がいなかつたりということになると、その場合は死ぬしかないわけですね。

もしこういう状態を国が好まない、あるいは市民が喜ばないということになると、国家が何らかの形で干渉せざるを得なくなります。そこで国家が干渉する、そこに割ってはいるといふことになると、私もそうしなければならぬと思ひますが、たちまち政治的な問題が生起いたします。政府は、そして投票をする市民は、どの程度を年金受給者が得るべきかということ、決定しなければならぬになります。

もし年金の積立制度が維持されている場合だと、政府は年金の積立金に対する税の優遇措置というような制度を操作して介入することができますし、実際にもそれはほとんどの国がやっておるわけですね。

しかしながら年金の積立金に対して、税の優遇措置をとるといふことは、すなわち法人税の控除措置をとるといふことは、こ

れはすでに積立制度に賦課方式のような要素を、導入しているということにほかなりませぬ。そういう方式もありますが、もっと簡単に、国が労働者により多くの税を課し、そして年金受給者がそれだけ多く消費することができるように図ることもできるわけですね。

財政方式が積立方式であれ、賦課方式であれ、国はもっと直接的に、年金受給者の分け前に影響を与えることができるわけですね。たとえば年金受給者に所得税を課したり、課さなかつたり、あるいはもっと多く課したり、少なく課したりといふことができる。しかしそれは非常に政治的な問題であると思ひます。

現在イギリスで年金受給者に対して、特別の税の控除措置があるわけですが、それはそういう税の控除措置をとらないとすると、年金受給者の所得が低くなり過ぎるといふことに関して、国民的なコンセンサスがあるからですね。

そして最後に主張したい点は、積立方式が政治的な問題とは無関係であるといふふうを考えるのは、まったく間違いであるといふことですね。そういうふうを考える前に、次のような疑問に、自問自答していただきたいと思ひます。それは、もし日本の政府が年金の積立に対する税の控除を、全部やめるといふことにしたら、どういふ政治的な状況が起こるかということでありませう。このことをご想像いただければ、十分かと思ひます。

三浦 それでは時間もまいりましたので、このへんで終わりにしたいと思ひます。

きようは大変興味のあるテーマにつきま
してお話しいただき有難うございました。
実はわが国におきましても数年前に、この
種の論議は広く行われてきましたが、純粹
に経済学の観点から、非常に示唆的なお話
をしていただいて、得るところの多かつた
点を有難く存じます。改めて、本日の聴衆

に代ってお礼を申しあげたいと思います。
大変ありがとうございました。

この論稿は、1980年12月4日社会
保障研究所合同研究会において報告された
内容を収録し、通訳 一円光 弥氏により若
干手直しされたものです。

海外トピックス

国際障害者年 (1981)

を迎えて

—WHO 事務局長 ハーフダン・マラー
—及び UNICEF 事務局長 ジェー
ムズ・グラントの共同声明—

今日世界には、障害の50%が防止され
うるにもかかわらず、約4億5千万人の障
害者がいる。

現在、世界の障害者の80%が発展途上
国に住んでいる一方、障害者を援助する資
源の約90%が工業国で消費されているこ
とは極めて悲しむべき事態である。

国際障害者年1981年は、何百万人と
いう障害者の希望の年となるだろう。これ
らの障害者は、この年を社会における障害
者の完全参加の必要性や、特に現在彼等が
必要としている援助をほとんどあるいは全
く受けることができない人々に対する、リ
ハビリテーションの一層の発展が必要であ
ると認められる時期の始まりであると期待
している。身体的又は精神上の障害を有す
る人は、世界で10人に1人の割でいるが、
これらの人々にとって、国際障害者年は、

社会が障害者に対し新しい、積極的な態度
をとるようになることを期待するよい機会
である。

しかし、1981年はまた、障害を受け
ていない人々にとっても重要な意味を有す
る年でもある。というのは我々皆が一時的
又は永久的な障害を受ける可能性があるか
らである。我々は、日々多数の障害が発生
するのを防止する技術的及び財政的手段を
有している。これはとりわけ児童について
いえることである。障害児の数は今や約1億
4千万人に達し、その80%は発展途上国
に住んでいる。1981年には、予防可能
な障害を減少させるため国際的及び国内的
に積極的な行動をとらうではないか。

更に、早期発見と適切な治療によって防
止不可能な障害を減少させなければならない。

1981年を通して、WHOとUNICEF
は、技術協力により、障害を防止する各国
の能力を強化する努力を維持、強化するつ
もりである。特に、児童に対する免疫療法、
安全な飲料水やよりよい衛生環境の確保、
母子保健サービスの改善、栄養の改善、事
故防止の助成、心理社会環境の向上といっ

(54 ページにつづく)